

の協定に即してその事業を司す也

八、設立ニシテ、役員、并起人團ノ項ニ掲ケテ、

ニ、役員ノ姓名、且、設立高キニ記スル也

打、在官ノ役員、其、其ノ官職ニ不干渉

三、主張

綱領

労働条件ノ維持改善並ニ會員相互ノ扶助及共
同ノ利益ヲ保シテ増進セシムト共ニ自覺修養
ヲ促進シテ社会的向上ヲ圖リ併シテ産業ノ
発展ニ資スルヲ以テ目的トシ 隠健者英工職工ヲ表
成スルヲ以テ、

4
四、但、

官業労働佐廠労働愛會規約

第一條

本會ハ労働条件ノ維持改善並ニ會員相互ノ
扶助及共同ノ利益ヲ保護増進セシムト共ニ自覺
修養ヲ促進シテ社会的向上ヲ圖リ併シテ産業ノ
發展ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條

本會ヲ官業労働佐廠労働愛會ト稱ス

第三條

本會ハ佐世保海軍工廠在勤ノ労働者ヲ以テ組織ス

第四條

本會ハ本會ニ加入スル者ハ所定ノ入會申請書ヲ
提出スルモノトス

第五條

本會ノ事務所ヲ長崎縣佐世保市松浦町
百拾之番地ニ置ク

第六條

本會ハ其ノ目的ヲ達成スル為メ左ノ事業ヲ